

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年1月1日
② 平成18年8月31日
③ 平成19年1月1日
④ 平成19年8月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

そこで、事業所は、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提供された賃金台帳により、申立人は、賞与から8万円が預かり金として控除されていること、また、申立期間②、③及び④について、申立人から提出された賞与明細書及び同社における賃

金台帳により、申立人は、当該申立期間の賞与からそれぞれ5万円が源泉徴収及び預かり金として控除されていることが確認できるところ、同社によると、「預かり金には、厚生年金保険料が含まれている。」と回答していることから、厚生年金保険料が事業主により申立期間の賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、当該事業所の賃金台帳及び申立人の賞与明細書から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年7月17日）及び資格取得日（昭和48年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和47年7月から48年2月までは2万6,000円、同年3月から同年5月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月17日から48年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和47年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月17日に被保険者資格を一度喪失した後、48年6月1日に再度取得しており、47年7月17日から48年6月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、元事業主及び申立人と同一職種の複数の同僚の証言並びに申立人から提出された辞令書及び社員旅行時の集合写真により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、勤務形態の変更がなかったことが認められる。

また、前述の同僚については、いずれも申立期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における申立期間直前の社会保険事務所（当時）の記録及び同職種の同僚の記録から、昭和 47 年 7 月から 48 年 2 月までは 2 万 6,000 円、同年 3 月から同年 5 月までは 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和63年4月22日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月22日から同年4月23日まで
ねんきん特別便により、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に異動はあったが、退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る在職証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において継続して同社B工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間については、A社が保管する「人事発令」から、申立人は昭和63年4月21日付けで同社本社から同社B工場に異動していることが確認できる上、異動の前後において業務の継続性及び一体性が認められる。

さらに、A社B工場における申立人の被保険者資格取得日が昭和63年4月22日ではなく、同年4月23日となっていることについて、同社は誤って届け出たと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和63年4月22日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の昭和 34 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 所における資格取得日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 25 日から 30 年 5 月 2 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に継続して勤務していたが、同社 C 所では、昭和 27 年 5 月 25 日から 30 年 5 月 2 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、34 年 8 月 1 日付けで同社 B 所に転勤になったが、同年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間当時の同僚から「申立人とは現場ごとに一緒に仕事をしていた。」との証言が得られた上、申立人は「A 社 C 所から、同社 B 所に異動したものの、継続して同じ現場監督の元で勤務しており、作業現場の同僚も仕事の内容も変わらなかった。」と申述していることから、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 34 年 8 月 1 日に A 社 C 所から同社 B 所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 34 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる

関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及事情周辺が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人が申立期間において、A社C所に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人が保管していた写真により推認できる。

しかしながら、当該事業所を継承しているD社は「申立期間当時の人事記録及び給与関係書類を確認できないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。」と証言していることから、厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった21人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人を除く5人の従業員についても被保険者期間の欠落が見られ、そのうち3人については、申立人と同日の昭和27年5月25日に資格喪失していることから、同事業所の事業主は、複数の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、これらの元従業員の多くは死亡、あるいは連絡先が不明であり、唯一証言を得られた者からも保険料控除に関する積極的な供述は得られなかった。

加えて、申立期間とその前後の被保険者記録が継続している者が3人確認できるが、申立人は「1人は現場の親方として他の職人を取りまとめる役を担っていた。また、2人については古くから在職していた先輩の職人である。」旨の申述をしており、厚生年金保険の加入について、申立人を含めたほかの従業員と異なる取扱いがなされていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年12月26日）及び資格取得日（昭和42年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月26日から42年4月1日まで
昭和41年6月にA社に入社して以来、途中、退職したことが無いにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に空白がある。継続して勤務していたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和41年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月26日に被保険者資格を喪失後、42年4月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人と同時期に同様の仕事をしていた元従業員からは「申立人とは2年ぐらい一緒に仕事をしていた。申立人は、申立期間において継続して勤務しており、勤務形態にも変更は無かった。」「申立人は、私が退職したときにはまだ勤務しており、途中退職したことは無いと思う。」と証言している上、申立人と同質性の高い業務形態の複数の元従業員においては厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主や取締役の所在も不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月から42年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月は6万8,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月は6万4,000円、同年7月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月21日から同年8月1日まで
昭和54年2月から55年7月20日までの期間、A社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は54年8月1日となっている。同年5月分以降の給料支払明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書及びA社の元取締役の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和54年4月は6万8,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月は6万4,000円、同年7月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日、同年12月26日及び16年8月5日は5万円、同年12月28日は5万5,000円、17年8月5日は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月28日
⑤ 平成17年8月5日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、平成15年7月10日、同年12月26日、16年8月5日、同年12月28日及び17年8月5日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標

準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「勤怠支給控除一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び③は5万円、申立期間④は5万5,000円、申立期間⑤は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年4月までの期間、43年4月、44年5月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月から45年3月までの期間、48年6月及び60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年4月まで
② 昭和43年4月
③ 昭和44年5月及び同年6月
④ 昭和44年8月
⑤ 昭和44年9月から45年3月まで
⑥ 昭和48年6月
⑦ 昭和60年3月

学校を卒業するときに、先生から「保険と年金はしっかりしておきなさい。」と言われていたので、厚生年金保険に入っていない期間は、しっかりと国民年金保険料を納付していた。間が空いているはずがない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成5年12月に払い出されており、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格は当該払出時点において、国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、同時点では申立期間については、国民年金未加入期間であり、かつ、時効により保険料を納付することもできず、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情もうかがえない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

私は、婚姻を期に(平成元年)、年金記録を確認したところ、国民年金保険料の未納月があったので、平成元年2月ごろに市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成3年6月に払い出されており、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、A市において平成3年6月18日受付の記載があり、申立人は、この時期に国民年金に加入したと考えられる上、厚生年金保険被保険者資格を喪失した元年1月21日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間当時は、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年2月まで

当時、私は学生だったが、母が、平成7年11月19日にA町役場（現在は、B市役所A支所）で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録より平成8年3月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、基礎年金番号導入後の9年4月1日に新規取得していることが確認でき、申立人はこの時期に国民年金に加入したものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間に係る記載が無いことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、C区に住民票を異動させていたため、同区において、国民年金の加入手続及び保険料の納付を自ら行わなければならないが、申立人自身に具体的な記憶が無いなど、当時の状況が不明である上、申立期間中に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 3 月まで

母が、「20 歳になったときから国民年金に加入し、保険料を納付し続けている。また、以前、社会保険事務所（当時）に行ったとき、納付記録は大丈夫と言われた。」と話している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった平成元年*月に、その母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 3 年 5 月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人が 20 歳になった元年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその母親は、1 年以上の保険料をまとめて納付した記憶は無いと証言していること等、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成 3 年 5 月ごろに、申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 2 月まで

私は、社会保険に加入していない会社に勤務していたため、国民健康保険と国民年金に加入し、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月ごろに A 市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと申述しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して、同市において手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。なお、平成 18 年 7 月 1 日の国民年金への加入は、9 年 1 月 1 日の基礎年金番号制度導入以降のため、基礎年金番号を使用して加入している。

また、申立人が所持している昭和 57 年 7 月に厚生年金保険に加入したときに発行されたと考えられる年金手帳には、国民年金の手帳記号番号及び被保険者資格の得喪記録は記載されていない上、A 市において申立人の国民年金被保険者名簿も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで
結婚した昭和 57 年 8 月前後に、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続をしたところ、保険料を 2 年分さかのぼってまとめて納付するようにとの通知が来た。妻がまとめて保険料を納付することができないと窓口に行きに行ったところ、3 か月分ずつ分納するようにと納付書をもらったので、妻が 3 か月ごとに 3 か月分ずつ夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 57 年 8 月前後に、その妻が、国民年金の加入手続を行い、2 年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の手帳記号番号の前後に払い出された被保険者の記録により 62 年ごろと推認できることから、その時点において、納付可能な 60 年 4 月までの保険料をさかのぼって納付したものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には結婚当初に居住していた住所の記載は無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻も、ほかの手帳を交付された記憶は無いとしている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

結婚した昭和 57 年 8 月前後に、夫婦二人の国民年金の加入手続をしたところ、保険料を 2 年分さかのぼってまとめて納付するようにとの通知が来た。まとめて保険料を納付することができないと窓口に行き行ったところ、3 か月分ずつ分納するようにと納付書をもらったので、3 か月ごとに 3 か月分ずつ夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 57 年 8 月前後に、国民年金の加入手続を行い、2 年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の手帳記号番号の前後に払い出された被保険者の記録により 62 年ごろと推認できることから、その時点において、納付可能な 60 年 4 月までの保険料をさかのぼって納付したものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には結婚当初に居住していた住所の記載は無く、申立人自身も、ほかの手帳を交付された記憶は無いとしている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月まで
父が、国民年金は学生でも加入できると聞き、私が 20 歳のころに、国民年金の加入手続を行い、会社に入るまでの間、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金は学生でも加入できると聞き、申立人が 20 歳になったころに国民年金の加入手続を行い、会社に入るまでの間、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、その父親は、申立期間当時、申立人の国民年金手帳を所持していた記憶も定かではなく、保険料の納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶も曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、学生であることから国民年金には任意加入となり、さかのぼって国民年金に加入できない上、申立人が当時居住していた市及び管轄の社会保険事務所(当時)において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付した者は覚えていないと申述しているが、同居していた弟がおり、申立期間中の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの間は、その弟も保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月ごろから47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月ごろから47年9月まで
申立期間当時、市営住宅の新規募集の抽選に当たり、入居した。当時、団地の自治会役員が国民年金保険料を集金しており、内縁関係の女性が納付していたと記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、当時、申立人と同居していた内縁関係の女性が納付していたとしているが、その内縁関係であった女性の所在は不明である上、集金を行っていたとする自治会の役員等からも当時の状況が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和49年10月であり、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない上、申立人が居住していた市において別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 11 月 25 日まで
昭和 53 年 4 月 1 日にA社B店に入社し、54 年 11 月 24 日まで同店の衣料品売り場に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社（現在は、C社）に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、当時の同僚等の名前を記憶していない上、A社は、社会保険の適用について、本社で一括して適用し、多数の被保険者がおり、同社B店に勤務していた同僚等を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、C社Dグループに照会したところ、「B店の賃金台帳を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。当時は多数のアルバイト従業員がいたが、2か月更新で雇用を継続していたため、厚生年金保険には加入させていなかった。また、当時B店に勤務していた社員数名に確認したが、申立人について記憶にある者はいなかった。」と回答していることから、厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所は、当時、厚生年金基金に加入しており、厚生年金保険と厚生年金基金は、同時加入が原則であることから、企業年金連合会に申立人の当該基金の加入記録を照会したが、申立人の加入記録は見当たらない旨の回答であった。

加えて、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間においてその夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年8月1日まで

ねんきん定期便により、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が低額となっていることが判明した。同社との嘱託契約では、月給40万円となっていたはずであるので、申立期間の標準報酬月額について、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい旨を主張しているが、A社が保管している社会保険被保険者台帳には、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が12万6,000円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和47年3月1日付け嘱託契約を締結する際、1年間の月給は40万円とし、相互に異存がなければ更に1年間延長する契約となっており、事実、手取額で35万円を超える金額を受け取っていたので、標準報酬月額は、当時の最高等級である13万4,000円であるはずである。」と主張しているものの、申立人は当時の契約書や、申立期間において前述の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有していない上、当該事業所は、「当時の資料が無く、減額となっている理由は分からないが、昭和47年10月1日から、前述の被保険者台帳には、厚生年金保険に係る標準報酬月額は12万6,000円と記録されていることが確認できることから、当該金額を社会保険事務所（当時）に届け出たものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 6 月まで
昭和 34 年 4 月から 36 年 6 月まで A 社に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、社会保険の適用記録からは、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、同事業所の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無いため、代表者を特定できない上、申立人は、同事業所の申立期間当時における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 21 日まで
② 昭和 32 年 7 月 6 日から 35 年 8 月 21 日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。証明する資料は無いが、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、脱退手当金が支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっている上、申立人は、同事業所における同僚の氏名及び当該申立期間の保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無く、当時の同僚にも照会したものの、申立人の当該期間における同事業所の勤務実態や厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、当該事業所の当時の役員は、厚生年金保険の加入について、「従業員の様子を見て厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、オンライン記録によると、同事業所において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 32 年 6 月 21 日となっている複

数の同僚は、いずれも同資格取得日前である 28 年又は 29 年から同事業所に在籍していたと証言していることから、同事業所においては、当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者として加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立人の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた申立期間②に係る当該事業所の厚生年金保険被保者名簿に記載されている女性被保険者のうち、24 か月以上の被保険者期間があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した 13 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は 11 人であり、その全員が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月28日から同年10月1日まで

A社B支部から同社C支部へ転勤し、継続して勤務したが、昭和21年2月28日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社C支部に勤務していたことは、申立人の申述内容及び同時期に勤務していた同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において資格取得日が昭和21年10月1日である同僚が約100人おり、入社年月日を照会したところ、確認できた複数の同僚は、同日以前に入社していると証言している。このことから、同事業所は、当時、一定期間内に入社した者を同年10月1日にまとめて資格取得させていたことが推認できる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、後継事業所であるD社は、申立期間当時の資料は残っていないと回答している、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで
昭和 46 年 5 月から 51 年 3 月まで A 社に所属し、その間、雇用条件に変更は無く、*の配達及び集金業務を行ったが、オンライン記録によると、B 所に勤務した申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において B 所（適用事業所は、C 社）に勤務していたことは、申立人が当時の事業主の名前を記憶しており、A 社の奨学生として勤務したとの具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の事業主は、連絡先不明のため、申立人の申立期間における同事業所の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、オンライン記録によると、当時の事業主及びその妻は、申立期間において国民年金に加入し、保険料が未納となっており、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している当該事業所の同僚が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、C 社の資料を一部引き継いだ D 社に申立期間当時の各事業所における従業員の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「各事業所の事業主が社会保険の加入、未加入を決定した。加入は、C 社を通じて手続しており、事業所を異動したタイミングで社会保険に加入したり、抜けたりしていた。C 社の名簿によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は、厚生労働省の記録と一致している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 9 月から 11 年 3 月まで
② 平成 11 年 3 月から 13 年 7 月 1 日まで

平成 10 年 9 月から 11 年 3 月までの期間、A 社 B 所に一般事務の正社員として勤務していた。同社では、入社後すぐには健康保険証が発行されず、1 か月後によく発行された記憶がある。

また、平成 11 年 3 月から 13 年 6 月 30 日までの期間は、C 社（現在は、D 社）に在籍し、*の派遣社員をしていた。その当時の同僚も「C 社では、給料から厚生年金保険料が控除されていた。」と言っている。

両申立期間について、厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 3 月 5 日までの期間、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の担当者は、「申立人については、正社員の登録データで確認できないことから、正社員ではなくアルバイトとして雇用していたと思われる。アルバイトでも、おおむね 6 か月以上勤務した者は厚生年金保険に加入させるようにしているが、アルバイトを最初から厚生年金保険に加入させることはない。申立人については、在籍期間が短いため厚生年金保険には加入させていないと思う。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、「当社が加入する E 健康保険組合は健康保険証を連番管理しているが、該当期間に申立人に対して健康保険証を発行した記録は無いとの回答を得ている上、当社の企業年金を管

理する企業年金基金にも加入記録は無かった。」と証言している。

また、当時のA社B所長は、「そのころはB所を閉鎖しようとしていた時期であり、申立人をアルバイトとして採用したことを記憶している。」と証言している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びD社から提出された在籍証明書により、平成11年3月25日から13年6月29日までの期間、申立人がC社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の担当者は、「申立人が、登録型の派遣社員として就業していたことは確認できるが、賃金台帳等は保存期間が過ぎているため存在せず、電算システムも変更になり、データが出力できないため勤務の詳細は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、「当社が加入するF厚生年金基金にも照会したが、加入記録は無い。」との回答を得ている。

また、前述の担当者は、「申立人が名前を挙げた同僚についても当社に在籍していたことは確認できるが、申立人と同様、F厚生年金基金の加入記録は無かった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚については、当該期間において厚生年金保険に加入していない。

加えて、当該事業所が加入するG健康保険組合の記録によると、申立人の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間①及び②を含む平成9年8月から13年6月までの期間について、オンライン記録によれば、国民年金に加入し、保険料の申請免除を受けていること、及びH市の記録によれば、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
A社に昭和 44 年 4 月ごろから 45 年 3 月ごろまで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社（現在は、B社）に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立人及びその同僚が名前を挙げた当時の同僚で、厚生年金保険の加入記録が無い者が複数存在することが確認できる。

また、B社の事業主は「当時の記録は残っておらず、人事的なこと、社会保険のこと等の詳細は不明である。また、申立人が当社に勤務していたかどうか不明である。」と回答している上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当該事業主は「当時、当社では厚生年金保険に原則加入させていたが、本人に選択の余地が無かったとは言い切れない。」と証言しているところ、複数の同僚も「本人の希望で厚生年金保険に加入しないという選択もできたと思う。」と同様な証言をしていることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 2 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間の3か月間、A市のB県立CセンターD病院（現在は、B県立Cセンター）にE職として無給で週5日の勤務をしつつ、F市のG病院（現在は、H社）に週2日程度の勤務をしていた。G病院における給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容から、期間の特定はできないものの、申立人がG病院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所の事業主は「申立人は、申立期間において、常勤職員として勤務しておらず、常勤職員として給与の支払いも無いことが当病院が保管している賃金台帳により確認できる。また、当病院において、非常勤医師として勤務していた記憶はあるものの、それに関する資料等はなく、その勤務期間は不明である。」と証言しているところ、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚も申立人のことを覚えていないと証言している上、申立人が名前を挙げた同僚は同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人から提出された給与明細書について、当該事業主は「申立人から提出されたとする給与明細書は、当病院発行のものではない。当時のG病院は個人病院として適用事業所であったものの、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。」と回答しているところ、同明細書は、申立期間の直前まで勤務していた別の事業所で発行されたものであることが確認できることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できないほか、当該事業所の申立期間における健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 11 月 25 日まで

A社及びその関係会社であるB社に継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは、申立人の申述内容、同僚の証言、及び同社の関連会社であるA社の担当者の証言により確認できる。

しかしながら、B社に係るオンライン記録により、同社は、申立期間当時、適用事業所ではなく、適用事業所となったのは昭和 47 年 12 月 1 日であることが確認できる上、A社は、申立期間当時の資料は残っていないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人と同様にA社から当該事業所に転籍となったほかの同僚は、同事業所が適用事業所になった日から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、複数の同僚について、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。なお、申立人のみが同事業所が適用事業所になる前の昭和 47 年 11 月 25 日にA社において厚生年金保険の被保険者となっているが、その経緯については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年8月まで

A社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは、申立人から提出された複数の資料並びに上司及び同僚の証言からうかがえる。

しかしながら、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の当該期間に係る雇用状況及び厚生年金保険の加入状況等の詳細を知る当該事業所の役員は既に死亡しており、同事業所の後継会社からも、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同業種の同僚についても、当該事業所の申立期間に係る被保険者名簿において、厚生年金保険の記録は確認できず、申立期間当時、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 24 日から 38 年 2 月 25 日まで
② 昭和 40 年 12 月 15 日から 41 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 26 日から同年 7 月 15 日まで

申立期間①、②及び③について、それぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社又はB社のどちらかの工場に勤務していたと申し立てているところ、その勤務地に係る申立人の記憶から、申立人が勤務していた事業所は、A社C工場であったことが推認できる。

しかしながら、A社C工場には多数の厚生年金被保険者がいることが被保険者原票により確認できるものの、当該原票に職種等に係る記載は無いことから、申立人と同じ業務内容であった者を特定することができない上、申立人も同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、現在、A社グループにおける社会保険関係について一括管理している同社人事部門に照会したところ「当時の資料が無いため、申立人の在籍の事実を確認できない。なお、当時は3か月の試用期間を設けていた。」と回答していることから、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人の申立期間の月数を踏まえると、申立人は、厚生年金保険の被保険者となる前に、当該事業所を退職していたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社又はE社で勤務していたと申し立てているが、オンライン記録では、いずれの事業所名称も適用事業所として確認できず、申立人の勤務地の記憶に基づき、オンライン記録により確認できる類似名称事業所に照会をしたものの、申立人の在籍の事実は確認できない。

また、申立人が申立事業所に一緒に入社したと申述している同僚について、オンライン記録により氏名検索を試みたが、氏名のみでは特定することができないことから、当該事業所を特定できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、F社に勤務していたと申し立てているものの、オンライン記録では「F社」という適用事業所は確認できない上、申立人は事業主の名前等、当該期間の勤務時における具体的な記憶が無いことから、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。